

公 告

このたび、水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）宮田地区の計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、下記事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

なお、この事業の計画変更により新たにこの事業の施行に係る地域となるべき地域内にある農用地の所有者のうち、その農用地について耕作又は養畜の業務を営まない方、又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している方であって、その農用地又は農用地以外の土地についてこの事業に参加しようとする方は、同法第3条の規定により令和7年12月8日までに雲仙市農業委員会に申し出てください。

令和7年11月26日

長崎県知事 大石 賢吾

記

事業計画変更概要書

水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業
（畑地帯総合整備中山間地域型）宮田地区
（区画整理工種）（農業用排水施設工種）